

北本市協働推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北本市協働推進条例（平成24年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録申請)

第2条 条例第7条第1項の規定による申請は、北本市協働パートナー登録申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の北本市協働パートナー登録申請書には、次の各号に掲げる申請をするものの区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 市民（市内に住所を有する者を除く。） 市内に事務所若しくは事業所を有し、市内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は市内の学校に在学することを証する書類
- (2) コミュニティ活動団体及び市民公益活動団体（市民公益活動を行う個人を除く。） 次に掲げる書類
 - ア 規約又は会則
 - イ 役員名簿及び会員名簿
 - ウ 申請をする年度の前年度に係る収支決算書及び事業報告書
 - エ 申請をする年度に係る予算書及び事業計画書
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、団体の運営に関する書類で、市長が必要と認めるもの

(登録決定通知)

第3条 条例第7条第2項の規定による通知は、北本市協働パートナー登録可否決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(登録事項の変更)

第4条 条例第7条第1項の登録を受けた市民等（以下「登録市民等」という。）は、その登録の内容に変更が生じたときは、速やかに、北本市協働パートナー登録事項変更届出書（様式第3号）に、当該変更の内容を示す書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第5条 市長は、登録市民等が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 市民等に該当しなくなったとき。
- (2) 登録の内容に虚偽の事実があるとき。
- (3) 登録市民等から申出があったとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、北本市協働パートナー登録取消決定通知書（様式第4号）により、当該登録を取り消された市民等に通知するものとする。

（協働事業の実施に係る公表）

第6条 条例第8条第2項の規定による公表は、北本市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）への掲載及び市政情報コーナーにおける閲覧による方法により行うものとする。

（協働事業の実施予定及び実績の公表）

第7条 条例第10条第1項の規定による公表は、北本市広報発行規則（昭和37年規則第5号）に規定する広報きたもと及びホームページへの掲載その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

北本市協働パートナー登録申請書

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

北本市協働推進条例第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり北本市協働パートナーの登録を申請します。

| | | |
|---------|--|---|
| ふりがな | | |
| 氏名又は名称 | | |
| 連絡先等 | 住所又は所在地 | 〒 |
| | 電話番号 | |
| | FAX番号 | |
| | メールアドレス | @ |
| | ホームページ | |
| 活動内容 | | |
| 活動日時 | | |
| 活動場所 | | |
| 活動開始日 | 年 月 日 | |
| 情報紙 | <input type="checkbox"/> 発行している（名称 回数 年 回） | |
| | <input type="checkbox"/> 発行していない | |
| 他団体との連携 | <input type="checkbox"/> 単独で市長と協働したい（理由 ） | |
| | <input type="checkbox"/> 他の団体と連携したい（理由 ） | |
| | <input type="checkbox"/> 状況により連携してもよい（理由 ） | |

備考 個人にあっては別紙 1 を、コミュニティ活動団体にあっては別紙 2 を、市民公益活動団体にあっては別紙 3 を添付してください。

別紙 1 (個人用)

| | |
|----------------------------------|--|
| これまでの 市民活動実 績及び今後 の活動予定 | |
| 特 技 | |
| 市長との協 働に対する 考 え 方 | |
| そ の 他 | |

別紙 3 (市民公益活動団体用)

| | |
|-------|--|
| ふりがな | |
| 代表者名 | |
| 活動の種類 | <input type="checkbox"/> 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 <input type="checkbox"/> 2 社会教育の推進を図る活動 <input type="checkbox"/> 3 まちづくりの推進を図る活動 <input type="checkbox"/> 4 観光の振興を図る活動 <input type="checkbox"/> 5 農産漁村又は中山間地域の振興を図る活動 <input type="checkbox"/> 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 <input type="checkbox"/> 7 環境の保全を図る活動 <input type="checkbox"/> 8 災害救援活動 <input type="checkbox"/> 9 地域安全活動 <input type="checkbox"/> 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 <input type="checkbox"/> 11 国際協力の活動 <input type="checkbox"/> 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 <input type="checkbox"/> 13 子どもの健全育成を図る活動 <input type="checkbox"/> 14 情報化社会の発展を図る活動 <input type="checkbox"/> 15 科学技術の振興を図る活動 <input type="checkbox"/> 16 経済活動の活性化を図る活動 <input type="checkbox"/> 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 <input type="checkbox"/> 18 消費者の保護を図る活動 <input type="checkbox"/> 19 1～18に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 <input type="checkbox"/> 20 その他の活動 () |
| 会員数 | |
| 法人格 | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 <input type="checkbox"/> その他の法人 () |
| 入会条件 | |
| 会費 | |
| その他 | |

様式第2号（第3条関係）

北本市協働パートナー登録可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

北本市長



年 月 日付けの登録の申請について次のとおり決定したので、北本市協働推進条例第7条第2項の規定により通知します。

決定内容
理 由

教 示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北本市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北本市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において北本市を代表する者は、北本市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号（第4条関係）

北本市協働パートナー登録事項変更届出書

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

北本市協働パートナー登録の内容に変更が生じたので、北本市協働推進条例施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録年月日等 年 月 日付け 第 号
- 2 氏名又は名称
- 3 変更の内容

| 変更事項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|------|-------|-------|
| | | |

- 4 変更の理由

様式第4号（第5条関係）

北本市協働パートナー登録取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

北本市長



北本市協働パートナー登録を取り消したので、北本市協働推進条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 登録年月日等 年 月 日付け 第 号
- 2 氏名又は名称
- 3 取消しの理由

教 示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北本市長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北本市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において北本市を代表する者は、北本市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。